# 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令 （平成三十年環境省令第十二号）

#### 第一条（用語の定義）

この省令において使用する用語は、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

#### 第二条（理事会決定に基づき我が国が規制を行う必要がない物）

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行令（以下「令」という。）第二条第一項の環境省令で定める物は、我が国から経済協力開発機構の我が国以外の加盟国に輸出され、又は我が国に経済協力開発機構の我が国以外の加盟国から輸入されるものであって、次のいずれかに該当するものとする。

* 一  
  有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約（以下「条約」という。）附属書ＩＶＢに掲げる処分作業として別表第一の二の項中欄に掲げる処分作業を行うためのものであって、別表第二中欄に掲げるもの
* 二  
  経済協力開発機構の回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規制に関する理事会決定第ＩＩ章Ｄ（１）（ｃ）に基づく分析試験（第四条第二項において単に「分析試験」という。）を行うためのものであって、その重量が二十五キログラム以下のもの（ポリ塩化ビフェニル（以下「ＰＣＢ」という。）を五十ｐｐｍ（百万分率）以上含むものを除く。）

#### 第三条（特定有害廃棄物等の範囲）

法第二条第一項第一号イの環境省令で定める物のうち輸出に係るものは、別表第三中欄に掲げる物のいずれにも該当しないものであって、かつ、別表第四中欄、別表第五上欄若しくは別表第六上欄に掲げる物のいずれかに該当するもの又はそのいずれかを含むもの（法第二条第一項第一号本文の政令に定めるものを除く。）とする。

#### 第四条

法第二条第一項第一号イの環境省令で定める物のうち輸入に係るものは、別表第三中欄に掲げる物のいずれにも該当しないものであって、かつ、別表第四中欄、別表第五上欄若しくは別表第六上欄に掲げる物のいずれかに該当するもの又はそのいずれかを含むもの（法第二条第一項第一号本文の政令に定めるもの及び経済協力開発機構の我が国以外の加盟国以外の国から我が国に輸入されるものであって、第二条第一号又は第二号のいずれかに該当するものを除く。）とする。

##### ２

法第二条第一項第一号ロの条約附属書ＩＩに掲げる物のうち、輸入に係るものであって、分析試験を行うためのものであり、その重量が二十五キログラム以下のものについては、特定有害廃棄物等に該当しないものとみなす。

#### 第五条（条約の締約国である外国において有害廃棄物とされている物）

法第二条第一項第一号ホの環境省令で定める物は、中華人民共和国香港特別行政区（以下この条において「香港」という。）において条約第一条１に規定する有害廃棄物とされているモニター（第三条に掲げる物を除く。）であって、香港を輸出の仕向地又は経由地とするものとする。

#### 第六条（環境の汚染を防止するために必要な措置）

法第四条第三項の環境省令で定める措置は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる措置とする。

* 一  
  輸出に係る特定有害廃棄物等（分析試験を行うためのものを除く。）の処分（処分のための運搬及びこれに伴う保管を含む。以下同じ。）を行う場合  
    
    
  次に掲げる要件に適合する措置
* 二  
  輸出に係る特定有害廃棄物等（分析試験を行うためのものに限る。）の処分を行う場合  
    
    
  次に掲げる要件に適合する措置

#### 第七条（環境大臣の確認書類）

法第四条第三項の規定により環境大臣が確認を行うための書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

* 一  
  特定有害廃棄物等（分析試験を行うためのものを除く。）の輸出を行う場合  
    
    
  次に掲げる書類
* 二  
  特定有害廃棄物等（分析試験を行うためのものに限る。）の輸出を行う場合  
    
    
  次に掲げる書類

#### 第八条（輸入移動書類の交付を受けた者に係る届出）

輸入移動書類（当該輸入移動書類に係る輸入特定有害廃棄物等が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第一項の廃棄物に該当する場合に限る。次条において同じ。）の交付を受けた者等は、法第十二条第一項第一号に該当する場合には、様式第一による届出書により、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行規則（平成五年総理府、厚生省、通商産業省令第一号。以下「施行規則」という。）第八条第一項に定める様式第四及び同条第二項に定める様式第五による通知書の写しを添付して、環境大臣に届け出なければならない。

#### 第九条

輸入移動書類の交付を受けた者等は、法第十二条第一項第二号又は第三号に該当する場合には、様式第二による届出書により、環境大臣に届け出なければならない。

#### 第十条（再生利用等目的輸入事業者等に係る届出）

再生利用等目的輸入事業者等（当該再生利用等目的輸入事業者等が携帯する移動書類に係る特定有害廃棄物等が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第一項の廃棄物に該当する場合に限る。次条において同じ。）は、法第十六条において読み替えて準用する法第十二条第一項第一号に該当する場合には、毎年二月二十八日までに、その前年における当該認定に係る特定有害廃棄物等の再生利用等に関し、当該特定有害廃棄物等に係る再生利用等事業者ごとに施行規則第三十条第一項に定める様式第二十一による届出書により、施行規則第八条第一項に定める様式第四及び同条第二項に定める様式第五による通知書の写しを添付して、環境大臣に届け出なければならない。

#### 第十一条

再生利用等目的輸入事業者等は、法第十六条において読み替えて準用する法第十二条第一項第二号又は第三号に該当する場合には、様式第二による届出書により、環境大臣に届け出なければならない。

#### 第十二条（権限の委任）

法第二十三条第二項の規定により、次に掲げる環境大臣の権限は、地方環境事務所長に委任する。  
ただし、第三号から第八号までに掲げる権限については、環境大臣が自ら行うことを妨げない。

* 一  
  法第七条に規定する権限
* 二  
  法第十二条（第十六条の規定により読み替えて準用する場合を含む。）に規定する権限
* 三  
  法第十五条に規定する権限
* 四  
  法第十八条に規定する権限
* 五  
  法第十九条第一項及び第二項に規定する権限
* 六  
  令第十条から第十二条までに規定する権限
* 七  
  施行規則第二十六条に規定する権限
* 八  
  施行規則第二十八条第二項に規定する権限

# 附　則

##### １

この省令は、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第六十二号）の施行の日（平成三十年十月一日）から施行する。

##### ２

次に掲げる省令は、廃止する。

* 一  
  経済協力開発機構の回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規制に関する理事会決定に基づき我が国が規制を行うことが必要な物を定める省令（平成十三年環境省令第四十一号）
* 二  
  輸入特定有害廃棄物等が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第一項の廃棄物に該当する場合における輸入移動書類に係る届出に関する省令（平成十四年環境省令第九号）
* 三  
  特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第二十条第二項の規定により地方環境事務所長に委任する権限を定める省令（平成十七年環境省令第二十三号）

# 附則（平成三〇年九月二七日環境省令第一九号）

##### １

この省令は、平成三十年十月一日から施行する。

# 附則（令和二年三月三〇日環境省令第九号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（令和二年一二月二四日環境省令第三〇号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

##### 一

地中又は地上への投棄

##### 二

土壌処理

##### 三

地中の深部への注入

##### 四

表面貯留

##### 五

特別に設計された処分場における埋立て

##### 六

海洋を除く水域への放出

##### 七

海洋への放出（海底下への挿入を含む。）

##### 八

生物学的処理（この表において他に規定されているものを除く。）であって、その結果生ずる最終的な化合物又は混合物がこの項に掲げるいずれかの作業方法によって廃棄されることとなるもの

##### 九

物理化学的処理（この表において他に規定されているものを除く。）であって、その結果生ずる最終的な化合物又は混合物がこの項に掲げるいずれかの作業方法によって廃棄されることとなるもの

##### 十

陸上における焼却

##### 十一

海洋における焼却

##### 十二

永久保管

##### 十三

第一号から第十二号まで、第十四号又は第十五号に掲げるいずれかの作業に先立つ調合又は混合

##### 十四

第一号から第十三号まで又は第十五号に掲げるいずれかの作業に先立つこん包

##### 十五

第一号から第十四号までに掲げるいずれかの作業が行われるまでの間の保管

##### 一

燃料としての利用（直接焼却を除く。）その他のエネルギーを発生させるための手段としての利用

##### 二

溶剤の回収利用又は再生

##### 三

溶剤として使用しない有機物の再生利用又は回収利用

##### 四

金属又は金属化合物の再生利用又は回収利用

##### 五

無機物（前号に掲げる物を除く。）の再生利用又は回収利用

##### 六

酸又は塩基の再生

##### 七

汚染の除去のために使用した成分の回収

##### 八

触媒からの成分の回収

##### 九

使用済みの油の精製又はその他の再利用

##### 十

農業又は生態系の改良のための土壌処理

##### 十一

第一号から第十号までに掲げるいずれかの作業から得られた残滓し  
の利用

##### 十二

第一号から第十一号までに掲げるいずれかの作業に提供するための廃棄物の交換

##### 十三

第一号から第十二号までに掲げるいずれかの作業のための物の集積

##### 一

金属のみから成る電気部品

##### 二

プリント配線基板、電子部品、電線その他の電子スクラップ又は規格外の電子部品であって卑金属又は貴金属の回収に適したもの

##### 三

解体される船舶又は海上浮体構造物（貨物及び船舶の運行に伴い生ずる物を除去したものに限る。）

##### 四

使用済みの流動触媒（液体であるものを除く。）

##### 一

燃え殻又はスラグタップから排出されるスラグ（石炭火力発電所から生ずるものに限る。）

##### 二

石炭火力発電所から生ずる飛灰

##### 一

豚毛、いのししの毛、あなぐまの毛その他のブラシ製造用の獣毛のくず

##### 二

馬毛のくず

##### 三

羽毛皮その他の羽毛付きの鳥の部分、羽毛若しくはその部分（加工していないもの又は単に清浄にし、消毒し若しくは保存のために処理したものに限る。）又は鳥の綿毛（加工していないもの又は単に清浄にし、消毒し若しくは保存のために処理したものに限る。）

* １  
  三の項又は四の項に掲げる物については飛散性を有するものを除く。
* ２  
  各項の下欄に掲げる符号は、理事会決定附属書３の番号である。
* ３  
  この表に掲げる物には、別表第五又は別表第六に掲げる物のいずれかが付着し、又は混入したことにより、条約附属書ＩＩＩに掲げる特性を有することとなった物を含まないものとする。

##### 一

次に掲げる金属のくず（金属状であって飛散性を有しないものに限る。）

##### 二

次に掲げる金属のくずであって清浄なもの（薄板、板、角材、棒その他塊状のものであって、別表第五又は別表第六に掲げる物のいずれにも該当しないものに限る。）

##### 三

耐火性金属（残滓し  
であるものを含む。）のくず

##### 四

モリブデン、タングステン、チタン、タンタル、ニオブ若しくはレニウム又はこれらの合金で、飛散性を有するもの（別表第四の一の項第五号に掲げる物を除く。）

##### 五

発電に用いられる部品のくず（別表第六第二十五号ハに掲げる物（ＰＣＢ又はポリ塩化テルフェニル（以下「ＰＣＴ」という。）に係るものに限る。）に該当せず、かつ、潤滑油（別表第五第八号又は別表第六に掲げる物のいずれかに該当するものに限る。）を含まないものに限る。）

##### 六

非鉄金属の混合物から成る重量片のくず（別表第六に掲げる物のいずれにも該当しないものに限る。）

##### 七

金属セレン又は金属テルルのくず（粉末状のものを含む。）

##### 八

銅又は銅合金であって飛散性を有するもの（別表第六に掲げる物のいずれにも該当しないものに限る。）

##### 九

亜鉛を含む灰又は残滓し  
（亜鉛合金の残滓し  
を含む。）であって飛散性を有するもの（別表第六に掲げる物のいずれにも該当しないもの又は別表第七の五の項中欄に掲げる試験において同項下欄に掲げる性状を示すことのないものに限る。）

##### 十

分別された電池（不良品であるものを除く。）のくず（別表第六第八号、第十一号又は第十三号に掲げる物のいずれにも該当しないものに限る。）

##### 十一

金属の溶解、製錬又は精製に伴い生ずる金属を含む物であって次に掲げる物

##### 十二

電気部品又は電子部品であって次に掲げる物

##### 十三

プラスチックで被覆され又は絶縁された金属ケーブル廃棄物（別表第四の一の項第十九号に含まれるもの又は別表第一の一の項の作業若しくは処分作業のいずれかの段階において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十六条の二第一号若しくは第二号に規定する方法以外の熱処理を伴う処分作業が予定されているものを除く。）

##### 十四

使用済みの触媒であって次に掲げる物（液状のものを除く。）

##### 十五

貴金属を含む使用済みの触媒であって清浄なもの

##### 十六

貴金属を含む固形状の残滓し  
（別表第六第十五号に掲げる物に該当しないものに限る。）

##### 十七

飛散性を有し、かつ、液状でない貴金属（金、銀又は白金族（いずれかの合金であるものを含む。）に限り、水銀（合金であるものを含む。）を除く。）であって、適切にこん包され、かつ、内容物を表示したもの

##### 十八

プリント配線板の焼却に伴い生ずる貴金属を含む灰（別表第六に掲げる物のいずれにも該当しないものに限る。）

##### 十九

写真用フィルムの焼却に伴い生ずる貴金属を含む灰

##### 二十

ハロゲン化銀又は銀を含む写真用フィルム

##### 二十一

ハロゲン化銀又は銀を含む写真用印画紙

##### 二十二

鉄又は鉄鋼の製造に伴い生ずる粒状スラグ

##### 二十三

鉄又は鉄鋼の製造に伴い生ずるスラグ（二酸化チタン又はバナジウムの原料となるスラグを含む。）

##### 二十四

亜鉛の製造に伴い生ずるスラグ（化学的に安定し、かつ、鉄を二十重量パーセント以上含むものであって、主として建設用に加工されたものに限る。）

##### 二十五

鉄又は鉄鋼の製造に伴い生ずるミルスケール

##### 二十六

酸化銅のミルスケール

##### 二十七

廃自動車（液状の物を除去したものに限る。）

##### 一

採掘作業に伴い生ずる物であって次に掲げる物（飛散性を有しないものに限る。）

##### 二

カレットその他のガラスのくず（ブラウン管その他これに類するガラスのくずを除き、飛散性を有しないものに限る。）

##### 三

セラミックのくずであって次に掲げる物（飛散性を有しないものに限る。）

##### 四

前三号に掲げる物以外の無機物を主成分とする物であって次に掲げる物

##### 五

石炭火力発電所から生ずる飛灰であって、別表第六に掲げる物のいずれにも該当しないもの

##### 六

飲料水の処理又は食品工業若しくはビタミン類の製造の工程において使用された活性炭

##### 七

泥状のふっ化カルシウム

##### 八

化学工業の反応の過程から生ずる石膏こう  
（別表第四に掲げる物を除く。）

##### 九

石油コークス又はビチューメンから成る陽極端であって、鉄鋼又はアルミニウムの製造の過程において使用され、かつ、再生利用するために清浄にされたもの（塩化アルカリ電解又は冶金工業において使用されたものを除く。）

##### 十

アルミニウム水和物若しくは酸化アルミニウム又は酸化アルミニウムの製造に伴い生ずる残滓し  
（ガスの浄化、凝集又はろ過の過程において使用されたものを除く。）

##### 十一

赤泥（ボーキサイトの残滓し  
であって、水素イオン濃度指数が十一・五未満に調整されたものに限る。）

##### 十二

水素イオン濃度指数が二・〇を超え十一・五未満の液体（別表第五若しくは別表第六に掲げる物のいずれにも該当しないもの又は別表第七の八の項中欄に掲げる試験において同項下欄に掲げる性状を示すことのないものに限る。）

##### 十三

道路の建設又は維持から生ずるタールを含まない歴青物

##### 一

次に掲げる固形状のプラスチック又はこれらの混合物であって、再生利用するために調製されたもの（次に掲げる物以外の物が付着し、又は混入しているものを除く。）

##### 二

紙、板紙又は紙製品であって次に掲げる物（別表第五又は別表第六に掲げる物のいずれにも該当しないものに限る。）

##### 三

液体のための混合包装の前処理から生ずる次に掲げる物であって、条約附属書ＩＩＩの特性を示すのに十分な濃度で別表第五又は別表第六に掲げる物を含有しないもの

##### 四

ラミネート加工された接着性ラベルの製造に伴い生ずる物であって、ラベルの製造に使用される原材料を含有するもの

##### 五

繊維のくずであって次に掲げる物

##### 六

カーペット

##### 七

ゴムのくずであって次に掲げる物（ゴムのくず以外のものが付着し、又は混入しているものを除く。）

##### 八

天然のコルク又は木材のくずであって次に掲げる物

##### 九

食品工業において生ずる物であって次に掲げる物（病毒を移しやすい物質を含むものを除く。）

##### 十

動物性又は植物性の食用油脂であって、条約附属書ＩＩＩの特性を有しないもの

##### 十一

次に掲げる物

##### 十二

ゴムの切片又はくず

##### 十三

革製品の製造に適しない革又は合成皮革のくず（泥状のものを除き、動植物若しくはウイルスの防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤、殺鼠剤、除草剤その他の薬剤（以下「駆除剤」という。）を含まないもの又は別表第六第三号に掲げる物のいずれにも該当しないものに限る。）

##### 十四

革のダスト、灰、汚泥又は粉（駆除剤を含まないもの又は別表第六第三号に掲げる物のいずれにも該当しないものに限る。）

##### 十五

獣皮のくず（病毒を移しやすい物質若しくは駆除剤を含まないもの又は別表第六第三号に掲げる物のいずれにも該当しないものに限る。）

##### 十六

食品着色料から成る物

##### 十七

過酸化物を生成しない重合体エーテル又は単量体エーテル（別表第六第二十一号に掲げる物のいずれにも該当しないものに限る。）

##### 十八

空気タイヤ（別表第一の一の項に掲げる処分作業が予定されたものを除く。）

##### 一

主として水性塗料、ラテックス塗料、インキ若しくは硬化ワニスから成る物であって、駆除剤を含まないもの又は別表第六第一号から第十三号まで、第二十二号若しくは第二十三号に掲げる物のいずれにも該当しないもの

##### 二

樹脂、ラテックス、可塑剤、糊又は接着剤（以下「樹脂等」という。）の製造、調合又は使用に伴い生ずる物であって、別表第五又は別表第六に掲げる物のいずれにも該当しないもの

##### 三

使用済みのレンズ付きフィルム（別表第四の一の項第十六号又は第十七号に掲げる物を含まないものに限る。）

* １  
  この表に掲げる物には、別表第五又は別表第六に掲げる物のいずれかが付着し、又は混入したことにより、別表第五又は別表第六に掲げる物のいずれかに該当することとなった物を含まないものとする。
* ２  
  下欄に掲げる符号は、条約附属書ＩＸの番号である。

##### 一

次のいずれかの金属から成る物

##### 二

次のいずれかを含む物（塊状の金属であるものを除く。）

##### 三

次のいずれかを含む物

##### 四

次のいずれかを含む物

##### 五

めっき汚泥

##### 六

金属の酸洗いに伴い生ずる液体

##### 七

亜鉛精錬の過程から生ずる浸出残滓し  
又はジャロサイト、赤鉄鉱等のダスト若しくは汚泥

##### 八

別表第三に掲げる物のいずれにも該当しない亜鉛の残滓し  
であって、別表第六第八号又は第十三号に掲げる物のいずれかに該当するもの

##### 九

絶縁した銅線の焼却に伴い生ずる灰

##### 十

銅の製錬所の排ガス処理設備から生ずるダスト又は残滓し

##### 十一

銅の電解精錬又は電解採取工程に伴い生ずる使用済みの電解液

##### 十二

銅の電解精錬又は電解採取工程における電解液の浄化に伴い生ずる汚泥（陽極スライムを除く。）

##### 十三

溶解した銅を含む使用済みのエッチング溶液

##### 十四

塩化第二銅又はシアン化銅触媒

##### 十五

プリント配線板の焼却に伴い生ずる貴金属を含む灰（別表第六に掲げる物のいずれかに該当するものに限る。）

##### 十六

鉛蓄電池又は無停電電源装置（破砕されているか否かを問わない。）

##### 十七

分別されていない電池（別表第三の一の項第十号に掲げる電池のみの混合物を除く。）又は、同号に掲げる物のいずれにも該当しない電池であって別表第六に掲げる物のいずれかに該当するもの

##### 十八

電気部品又は電子部品のくずであって次に掲げる物（別表第三の一の項第五号に掲げる物を除く。）

##### 十九

附属書ＩＩＩの特性を有する程度に、コールタール、五十ｐｐｍ以上のＰＣＢ、鉛、カドミウムその他有機ハロゲン化合物その他別表第五若しくは別表第六に掲げる物を含み、又はこれらにより汚染されたプラスチックで被覆され、又は絶縁された金属ケーブル

##### 一

ブラウン管その他これに類するガラスのくず

##### 二

液状又は泥状の無機ふっ素化合物（別表第三の二の項第七号に掲げる物を除く。）

##### 三

触媒（一の項第十四号並びに別表第三の一の項第十四号又は第十五号に掲げる物を除く。）

##### 四

化学工業の反応の過程から生ずる石膏こう  
であって、別表第六に掲げる物のいずれかに該当するもの

##### 五

石綿（粉じん又は繊維状のものに限る。）

##### 六

石炭火力発電所から生ずる飛灰であって、別表第六に掲げる物のいずれかに該当するもの

##### 一

石油コークス又はビチューメンの製造又は処理に伴い生ずる物

##### 二

当初に意図した使用に適しない鉱油又はこれを含む空気圧縮機（冷却装置を有するものに限る。）

##### 三

鉛アンチノック剤を含む物

##### 四

熱交換用媒体として使用された液体

##### 五

樹脂等の製造、調合又は使用に伴い生ずる物（別表第三の四の項第二号に掲げる物を除く。）

##### 六

ニトロセルロース

##### 七

液状又は泥状のフェノール又はフェノール化合物（クロロフェノールを含む。）

##### 八

エーテル類（別表第三の三の項第十七号に掲げる物を除く。）

##### 九

革のダスト、灰、汚泥又は粉（駆除剤を含むもの又は別表第六第三号に掲げる物のいずれかに該当するものに限る。）

##### 十

革製品の製造に適しない革又は合成皮革のくず（駆除剤を含むもの又は別表第六第三号に掲げる物のいずれかに該当するものに限る。）

##### 十一

獣皮のくず（病毒を移しやすい物質若しくは駆除剤を含むもの又は別表第六第三号に掲げる物に該当するものに限る。）

##### 十二

シュレッダーダスト

##### 十三

有機燐りん  
化合物

##### 十四

有機溶剤（ハロゲン化されたものを除く。）

##### 十五

ハロゲン化された有機溶剤

##### 十六

有機溶剤の回収作業に伴い生ずる非水溶性の蒸留残滓し

##### 十七

ハロゲン化された脂肪族炭化水素の製造に伴い生ずる物

##### 十八

ＰＣＢ、ＰＣＴ、ポリ塩化ナフタレン（別名ＰＣＮ）又はポリ臭化ビフェニル（以下「ＰＢＢ」という。）若しくはこれらに類するポリ臭化化合物を五十ｐｐｍ以上含む物

##### 十九

有機物の精製、蒸留又は熱分解処理に伴い生ずるタール状の残滓し  
（アスファルトセメントを除く。）

##### 二十

道路の建設又は維持から生ずるタールを含む歴青物

##### 一

医薬品の製造、調剤又は使用に伴い生ずる物（別表第三の三の項第十一号ハに掲げる物を除く。）

##### 二

医療又はこれに関連する行為に伴い生ずる物（医療、看護、歯科治療、獣医科治療若しくはこれらに類する行為に伴い生ずるもの又は患者の検査若しくは治療若しくは研究に伴い病院その他の施設から生ずるものに限る。）

##### 三

駆除剤若しくは植物の生理機能の増進若しくは抑制に用いられる成長促進剤、発芽抑制剤その他の薬剤（以下「植物用薬剤」という。）の製造、調合若しくは使用に伴い生ずる物又は殺虫剤若しくは除草剤であって、不良品であるもの、製造者が定める使用期間内に使用されなかったもの若しくは当初に意図した使用に適しないもの

##### 四

木材保存のために用いられる防腐剤、防虫剤その他の薬剤（以下「木材保存用薬剤」という。）の製造、調合又は使用に伴い生ずる物

##### 五

次に掲げる物

##### 六

油と水若しくは炭化水素と水との混合物又は乳濁液

##### 七

インキ、染料、顔料、塗料、ラッカー又はワニス（以下「インキ等」という。）の製造、調合又は使用に伴い生ずる物（別表第三の四の項第一号に掲げる物を除く。）

##### 八

爆発性を有する物（別表第三に掲げる物又は火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第二条に該当するものを除く。）

##### 九

酸性又は塩基性の液体（別表第三の二の項第十二号に掲げる物を除く。）

##### 十

ばい煙処理施設から生ずる物（別表第三の二の項第四号イに掲げる物を除く。）

##### 十一

次のいずれかを含む物

##### 十二

過酸化物を含む物

##### 十三

包装又は容器（別表第五又は別表第六に掲げる物のいずれかに該当するものに限る。）

##### 十四

化学薬品（不良品であるもの又は製造者が定める使用期間内に使用されていないものに限る。）を含む物（別表第五又は別表第六に掲げる物のいずれかに該当するものに限る。）

##### 十五

研究開発又は教育上の活動から生ずる同定されていない、又は新規の化学物質であって、人の健康又は生活環境に及ぼす影響が未知のもの

##### 十六

使用済みの活性炭（別表第三の二の項第六号に掲げる物を除く。）

* １  
  この表に掲げる物には、別表第五又は別表第六に掲げる物のいずれにも該当しない物を含まないものとする。
* ２  
  下欄に掲げる符号は、条約附属書ＶＩＩＩの番号である。

##### 一

病院、診療所、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設、同条第二十九項に規定する介護医療院、助産所若しくは獣医療法（平成四年法律第四十六号）第二条第二項に規定する診療施設における医療行為若しくは検査又は衛生検査所における検査から生ずる物

##### 二

次に掲げる物

##### 三

廃医薬品

##### 四

次に掲げる物

##### 五

次に掲げる物

##### 六

次に掲げる物

##### 七

当初に意図した使用に適しない鉱油

##### 八

油と水若しくは炭化水素と水との混合物又は乳濁物

##### 九

精製、蒸留又は熱分解処理に伴い生ずるタール状の残滓し

##### 十

次に掲げる物

##### 十一

次に掲げる物

##### 十二

次に掲げる施設における研究開発又は教育上の活動から生ずる同定されていない、又は新規の化学物質であって、人の健康及び生活環境に及ぼす影響が未知のもの

##### 十三

爆発性を有する物（火薬類取締法第二条に該当するものを除く。）

##### 十四

次に掲げる物

##### 十五

金属又はプラスチックの表面処理に伴い生ずる物

##### 十六

事業活動に伴い生ずる物を用いた別表第一に掲げる処分作業に伴い生ずる物

* １  
  この表に掲げる物には、第六号から第十一号まで、第十四号、第十五号又は第十六号に掲げる物であって、別表第七の中欄に掲げるいずれの試験においても当該試験の区分に応じ同表の下欄に掲げる性状を示すことのないものを含まないものとする。
* ２  
  下欄に掲げる符号は、条約附属書Ｉの分類記号である。

##### 一

金属カルボニルを含む物であって次に掲げる物

##### 二

ベリリウム元素を〇・一重量パーセント以上含む物

##### 三

六価クロム化合物を含む物であって次に掲げる物

##### 四

銅化合物を含む物であって次に掲げる物

##### 五

亜鉛化合物を含む物であって次に掲げる物

##### 六

砒ひ  
素又は砒ひ  
素化合物を含む物であって次に掲げる物

##### 七

セレン又はセレン化合物を含む物であって次に掲げる物

##### 八

カドミウム又はカドミウム化合物を含む物であって次に掲げる物

##### 九

アンチモン元素を〇・一重量パーセント以上含む物

##### 十

テルル元素を〇・一重量パーセント以上含む物

##### 十一

水銀又は水銀化合物を含む物であって次に掲げる物

##### 十二

タリウム元素を〇・一重量パーセント以上含む物

##### 十三

鉛又は鉛化合物を含む物であって次に掲げる物

##### 十四

ふっ化カルシウムを除く無機ふっ素化合物を含む物であって次に掲げる物

##### 十五

無機シアン化合物を含む物であって次に掲げる物

##### 十六

水素イオン濃度指数が二・〇未満又は十一・五を超える物（固形状のものにあっては、当該固形状のものと蒸留水とが重量比一対三になるように混合し、その混合液の水素イオン濃度指数が二・〇未満又は十一・五を超えるものに限る。）

##### 十七

石綿（粉じん又は繊維状のものに限る。）を含む物

##### 十八

有機燐りん  
化合物を含む物であって次に掲げる物

##### 十九

有機シアン化合物を含む物であって次に掲げる物

##### 二十

フェノール又はフェノール化合物を含む物であって次に掲げる物

##### 二十一

エーテルを含む物であって次に掲げる物

##### 二十二

ハロゲン化された有機溶剤を含むものであって次に掲げる物

##### 二十三

有機溶剤（ハロゲン化されたものを除く。）を含む物であって次に掲げる物

##### 二十四

ポリ塩化ジベンゾフラン類、ポリ塩化ジベンゾ―パラ―ジオキシン類又はコプラナーポリ塩化ビフェニル類を二・三・七・八―四塩化ジベンゾ―パラ―ジオキシン当量濃度で〇・〇〇三ｐｐｍ以上含む物（ポリ塩化ジベンゾフラン類、ポリ塩化ジベンゾ―パラ―ジオキシン類又はコプラナーポリ塩化ビフェニル類の二・三・七・八―ポリ塩化ジベンゾ―パラ―ジオキシン当量濃度は、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成十一年総理府令第六十七号）第三条に定める方法により算出したものとする。）

##### 二十五

有機ハロゲン化合物（他の号に掲げる物を除く。）を含む物であって次に掲げる物

* １  
  この表における濃度基準は、分解可能な最小単位に含まれる有害物質の濃度基準とする。
* ２  
  この表に掲げる物には、第一号ロ、第三号ロ、第四号ロ若しくはハ、第五号ロ若しくはハ、第十四号ロ若しくはハ、第十五号ロ若しくはハ、第十八号ロ若しくはハ、第十九号ロ若しくはハ、第二十号ロ若しくはハ、第二十一号ロ若しくはハ、第二十二号ロ若しくはハ、第二十三号ロ若しくはハ又は第二十五号ロ若しくはニに掲げる物であって、別表第七の中欄に掲げるいずれの試験においても当該試験の区分に応じ同表の下欄に掲げる性状を示すことのないものを含まないものとする。

##### イ

試験物品が固形状の物である場合には半数致死量が二百ミリグラム以下であること。

##### ロ

試験物品が液状の物である場合には半数致死量が五百ミリグラム以下であること。

* １  
  危険物の運搬に関する国連勧告（千九百八十八年にニュー・ヨークの国際連合において採択された文書ＳＴ―ＳＧ―ＡＣ・一〇―一　改定第七版。以下「国連勧告」という。）に規定する基準によりクラス１（火薬類）及びクラス５・２（有機過酸化物）に該当しないと判定される試験物品は、一の項中欄に掲げる試験において同項下欄に掲げる性状を有しないものとみなす。
* ２  
  国連勧告に規定する基準によりクラス３（引火性液体類）に該当しないと判定される試験物品は、二の項中欄に掲げる試験において同項下欄に掲げる性状を有しないものとみなす。
* ３  
  国連勧告に規定する基準によりクラス４・１（可燃性固体）に該当しないと判定される試験物品は、三の項中欄に掲げる試験において同項下欄に掲げる性状を有しないものとみなす。
* ４  
  国連勧告に規定する基準によりクラス４・２（自然発火性物質）に該当しないと判定される試験物品は、四の項中欄に掲げる試験において同項下欄に掲げる性状を有しないものとみなす。
* ５  
  国連勧告に規定する基準によりクラス４・３（その他の可燃性物質）に該当しないと判定される試験物品は、五の項中欄に掲げる試験において同項下欄に掲げる性状を有しないものとみなす。
* ６  
  国連勧告に規定する基準によりクラス５・１（酸化性物質類）に該当しないと判定される固形状の試験物品は、六の項中欄に掲げる試験（付表六の第一に掲げる過硫酸アンモニウムを標準物質とする燃焼試験に限る。）において同項下欄に掲げる性状を有しないものとみなす。
* ７  
  付表七の第四に掲げる規定量投与試験において被験動物に死亡例が認められない試験物品は、七の項中欄の試験において同項下欄に掲げる性状を有しないものとみなす。
* ８  
  経済協力開発機構の化学品テストガイドラインに規定する急性毒性試験は、七の項中欄に掲げる試験に代替しうるものとみなす。
* ９  
  国連勧告に規定する基準によりクラス８（腐食性物質類）に該当しないと判定される試験物品は、八の項中欄に掲げる試験において同項下欄に掲げる性状を有しないものとみなす。

##### 一

装置

##### 二

試験の実施手順

* イ  
  二・四―ジニトロトルエンに係る実施手順
* ロ  
  過酸化ベンゾイルに係る実施手順
* ハ  
  試験物品に係る実施手順
* １  
  半数致死量は被験動物が五十パーセントの確率で致死する量を被験動物の体重一キログラム当たりのミリグラムで表した値をいう。
* ２  
  飽和蒸気濃度は温度二十度及び一気圧の空気中における試験物品の飽和状態での濃度を一平方メートル当たりのミリリットルで表した値をいう。